

代替議場での本会議実施について

1 概 要

議場特定天井改修工事に伴う議場閉鎖期間においては、代替議場にて本会議を行う。

2 期 間

令和4年6月定例議会最終日の翌日から令和5年3月まで

※ 対象となる定例議会は、令和4年9月、11月、令和5年2月の3定例議会

3 代替議場

第一委員会室及び第二委員会室

4 レイアウト及び運営方法

(1) 代替議場のレイアウト

別紙のとおり

(2) 運営方法

ア 発言

(ア) 議員

議員発言席にて発言（簡易な事項については議席で発言）

(イ) 理事者

自席にて発言

イ 傍聴

第一委員会室、第二委員会室及び議場外傍聴席で傍聴

※ 第二委員会室及び議場外傍聴席には第一委員会室の映像を配信

(3) 議会中継

従前どおり録画中継及び生中継を実施

5 その他

(1) 委員会は、従前どおり第一委員会室及び第二委員会室にて行う。

(2) 本件は令和4年2月定例議会における議会運営委員会にて正式に決定する。

代替議場（第一委員会室及び第二委員会室）レイアウト

